

平成 28 年 7 月 15 日

成田空港の更なる機能強化に係る環境影響評価手続の状況等について

1 根 拠

環境影響評価法（平成 9 年 6 月 13 日 法律第 81 号）

2 事業概要

- (1) 事業者の名称 : 成田国際空港株式会社
- (2) 事業の種類 : 滑走路の新設を伴う飛行場及びその施設の変更（第 1 種事業）
滑走路の延長を伴う飛行場及びその施設の変更（第 1 種事業）
- (3) 対象事業の規模 : 2, 500メートルから 1, 000メートル延長（B 滑走路）
2, 700メートル又は 3, 500メートルを新設（C 滑走路）
- (4) 事業実施想定区域 : 成田市、多古町、芝山町

3 計画段階環境配慮書

送付 : 平成 28 年 6 月 9 日（木）

公告 : 平成 28 年 6 月 11 日（土）

縦覧 : 平成 28 年 6 月 13 日（月）～ 7 月 15 日（金）

住民等意見提出期限 : 平成 28 年 7 月 15 日（金）

知事意見提出期限 : 平成 28 年 8 月 5 日（金）

国土交通大臣意見提出期限 : 平成 28 年 9 月 7 日（水）

4 千葉県環境影響評価委員会に係る審議（配慮書）

- (1) 諮問、審議 : 平成 28 年 6 月 17 日（金）
- (2) 現地調査 : 平成 28 年 6 月 24 日（金）
- (3) 答申案審議 : 平成 28 年 7 月 15 日（金）